

前 編 国語改善に関する諸施策

1 漢字制限に関するもの

<p>(1) 常用漢字表 〔臨時国語調査会〕 (大12.5.2)</p>	<p>・臨時国語調査会が大12.5.2の総会で議決したもので、1,963字の漢字、および、154字の簡易字体からなる。固有名詞以外は、この表にない字はかなで書くこととし、簡易字体を「本字」として用いることとした。</p>	<p>官報、 諸案</p>
<p>(2) 決定された常用漢字及び略字について 〔保科孝一〕 (大12.5.12)</p>	<p>・臨時国語調査会幹事の保科孝一の名で、官報付録に載ったもの、常用漢字選定のいきさつ、趣旨などについて述べてある。</p>	<p>官報、 諸案</p>
<p>(3) 常用漢字表に関する修正 〔臨時国語調査会〕 (昭6.5.8)</p>	<p>・臨時国語調査会がさきに発表した常用漢字表について、実行の円満を期するため、漢語の整理を遂行した結果に徴し、また、新聞雑誌などで漢字の制限を実行した成績と時勢の推移とにかんがみて修正をほどこしたもので、常用漢字表1,960字から147字を削り、45字を加え、1,858字としたもの。 〔注：上に述べた漢字の字数は一致していないが、いずれも、そのつど官報に発表されたものによる。〕</p>	<p>官報、 諸案</p>
<p>(4) 標準漢字表〔国語審議会〕(昭17.6.17) 国語審議会会長から文部大臣あて答申</p>	<p>・常用漢字表の実行の状況に照らし、時運の要求に応じて選定したもので、当時漢字が無制限に使用され、社会生活上少なからぬ不便があるので、これを整理統制して、各官庁および一般社会において使用せらるべき漢字の標準を示したもの。字数の合計は2,528字で、これを、 (ア) 常用漢字(1,134字)——国民の日常生活に関係が深く、一般に使用の程度の高い漢字—— (イ) 準常用漢字(1,320字)——(ア)より</p>	<p>印刷物</p>

	<p>も国民の日常生活に関係が薄く、また、一般に使用の程度も低い漢字——</p> <p>(ウ) 特別漢字 (74字) ——皇室典範, 帝国憲法, 歴代天皇の御追号, 国定教科書に奉掲の詔勅, 陸海軍軍人ニ賜ハリタル勅諭, 米国及英国ニ対スル宣戦ノ詔書の文字で, (フ), (イ)以外の漢字——</p> <p>の3種に分け, また, 一般に使用せらるべき簡易字体78字, 一般に使用してさしつかえない簡易字体64字を示してある。</p>	
(5) 標準漢字選定経過報告〔国語審議会〕 (昭17.6.17)	・答申に添付された別紙で, (1)審議の経過, (2)選定方針, (3)選定方法, (4)内容, について概略を述べたものである。	謄写
(6) 標準漢字表について各省庁へ照会〔文部省〕 (昭17.6.30)	・国語審議会が議決, 答申した標準漢字表は, 昭16.2.25の閣議申し合わせ「国語漢字ノ整理統一ニ関スル件」によって閣議決定を経て各庁で実行を期すべきものであるので, この表に対する各省庁の意見をあらかじめ知るために, 文部次官から, 内閣書記官長, ほか26カ所あてに照会したものの。	起案
(7) 標準漢字実行上の注意事項	・(6)に添付した参考書類で, 各官庁の公用文書, 専門用語は原則として標準漢字表によるべきこと, ことに一般民衆に告示するものは平明達意の文を用い, 漢字はこの表によるようにすべきであるとしている。	起案 参考
(8) 標準漢字表について, 各省庁からの回答 (昭17.7.4~17.8.5)	・(6)に対する各省庁からの回答で, (フ)賛成, ないし, 意見なしなど13省庁, (イ)条件つき賛成, ないし, 追加文字を希望してきたもの, 14省庁である。	供閲
(9) 標準漢字表〔文部省〕 (昭17.12.4)	・(4)を文部省で修正したもので, 漢字の3種の区別を廃し, 簡易字体の区別も廃し, 字数は2,669字となった。また, 漢字制限の目的でなく, 「概ネ義務教育ニ於テ習得セシムベキ漢字ノ標準ヲ示シ」たも	印刷物

	のである。	
(10) 閣議申し合わせ 〔内閣閣甲第480号〕 (昭17.12.4)	・「各官庁ニ於テハ 別冊標準漢字表ニ照応シテ今後ノ用字ニ考慮ヲ用フルコト」	沿革
(11) 標準漢字表再検討に 関する目標 〔国語審議会の議案〕 (昭20.12.17)	・終戦後、初めて開かれた国語審議会（第8回、20.11.27）で、主査委員会を設けて、標準漢字表の再検討を行なうこととなった。この議案はその主査委員会に提出された第1号議案で、標準漢字表に掲げられた常用漢字のうちから現代に適しないものを削除し、今後の社会生活に広く用いられるようなものを準常用漢字のなかから選んで追加すること、全体の字数はだいたい1,300字内外を目標とすること、などを掲げている。なお、これと同じ名の議案が第5号としてもあり、多少、内容にちがいがあ	記録
(12) 米国教育使節団報告 書 (昭21.3.31)	・「国語の改革」の項では、ローマ字の採用を勧めている。	シリー ズ 23
(13) 常用漢字表〔案〕 〔国語審議会〕 (昭21.4.一)	・(4)の標準漢字表によって、それまでの「いろいろの制約からはなれ、まったく自由な立場から、これからの教育や社会生活に適するものを選んだ」漢字表で、総数1,295字。この案は、第9回総会(21.4.27)・第10回総会(21.5.8)で審議の結果、一般社会で用いるものとしては字数が少なすぎ、義務教育期間に習得させるべきものとしては多すぎるということで否決された。	謄写
(14) 常用漢字選定の基準 〔議案〕(昭21.7.2)	(13)が否決され、再び主査委員会で漢字制限に関する審議が行なわれることとなった。これは、そのために設けられた漢字に関する主査委員会に第5号議案として提出されたもので、かな書きにすべき語の範囲、実例などを掲げたものである。	謄写
(15) 文部当局談 (昭21.11.5)	漢字に関する主査委員会は、昭和21年6月から10月に至るまで、23回の会議を開	謄写

	<p>いて、当用漢字表（1,850字）を作成し、第12回総会（21.11.5）で議決、答申した。</p> <p>これについて文部当局が、その経過、目的、意義、内容、希望等を発表したものである。</p>	
(16) 文部大臣談 (昭21.11.12)	<ul style="list-style-type: none"> 答申された当用漢字表が閣議決定となったことを述べ、一般社会の積極的な協力を希望している。 	謄写
(17) 当用漢字表の実施に関する件〔内閣訓令第7号〕 (昭21.11.16)	<ul style="list-style-type: none"> 当用漢字表の実施を政府部内に命令したものの。 	訓告集
(18) 当用漢字表 〔内閣告示第32号〕 (昭21.11.16)	<ul style="list-style-type: none"> 現行の「当用漢字表」である。 	訓告集
(19) 新しい漢字表 〔保科孝一〕 (昭21.11.24)	<ul style="list-style-type: none"> 国語審議会幹事長保科孝一の名で、朝日新聞の投書欄に載ったもので、当用漢字について、その選定の基準などを述べたものの。 	謄写
(20) 当用漢字表・現代かなづかいの実施について〔次官通達〕 (昭21.11.16)	<ul style="list-style-type: none"> 各官公私立大学高等専門学校長・各教員養成諸学校長あてに、「実施に遺憾のないようにとりはかられたい。」と通達したものの。 	謄写
(21) 当用漢字表・現代かなづかいの実施について〔次官通達〕 (昭21.11.26)	<ul style="list-style-type: none"> 各地方長官に対し、管下各学校に対して、実施に遺憾のないように通達してほしいことを要望したものの。 	謄写
(22) 日本における教育改革の進展〔文部省〕 (昭25.8.—)	<ul style="list-style-type: none"> 文部省から第2次訪日アメリカ教育使節団に提出した報告書で、「国語改革の現状」の章で、昭和21年に来朝した米国教育使節団の提案である「ある形のローマ字をぜひとも一般に採用すること」については、「国民一般が肯定するに至っていない。」と述べている。 	シリーズ 23
(23) 第2次訪日アメリカ教育使節団報告書 (昭25.9.22)	<ul style="list-style-type: none"> 「国語の改革」で、ローマ字の研究、教育を勧告し、また文筆者、学者が当用漢字と現代かなづかいを採択し、使用するよう奨励することを勧告している。 	シリーズ 23

<p>(24) 漢字部会の報告 〔国語審議会〕 (昭27.3.10)</p>	<p>・第1期国語審議会の漢字部会で、漢字表を補正するかどうかについて審議したが、結論には至らなかった。</p>	<p>報告1</p>
<p>(25) 当用漢字表審議報告 〔国語審議会〕 (昭29.3.15)</p>	<p>・第2期国語審議会の漢字部会で審議したもので、いわゆる「当用漢字の補正資料」である。1,850字から28字を削り、28字を加え、他に音訓を加える字1字、字体を改め音訓を加える字1字を含むもので、新聞関係では採択している。</p>	<p>報告2</p>
<p>(26) 当用漢字表の補正資料について〔局長通達〕 (昭29.3.20)</p>	<p>・調査局長名で各方面に対し、補正資料によって、当用漢字表の内容や法令および教育上の取り扱いは、変更されないことを知らせたもの。</p>	<p>謄写</p>
<p>(27) 同音の漢字による書きかえ〔国語審議会〕 (昭31.7.5)</p>	<p>・第3期国語審議会の第1部会で審議したもので、「当用漢字の使用を円滑にするため、当用漢字表以外の漢字を含んで構成されている漢語を処理する方法の一つとして、表中同音の別の漢字に書きかえることが考えられる。」として、「その書きかえが妥当であると認め、広く社会に用いられることを希望するもの。」を300例余り掲げたもの。</p>	<p>答建集</p>
<p>(28) 当用漢字補正資料の取り扱いについて 〔国語審議会〕 (昭35.7.19)</p>	<p>・第5期国語審議会の第1部会で審議したもので、「…補正資料は当用漢字表を修正する際の重要な資料であることをここで再確認し、社会一般においてもその趣旨を尊重することを希望」し、「従来どおりの取り扱いをしばらく続けること」としたもの。</p>	<p>報告5</p>
<p>(29) 国語の改善について 〔国語審議会〕 (昭38.10.11)</p>	<p>・第6期国語審議会の第2部会では「これまでの国語施策について」の審議を行ない、当用漢字表について、(ア)固有名詞に使われる漢字の取り扱い、(イ)補正資料の取り扱い、などについて考える必要があるとしている。</p>	<p>答建集</p>

<p>(30) 当用漢字表の再検討について〔国語審議会〕 (昭40.12.9)</p>	<p>・第7期国語審議会の第1部会で審議した経過の報告で、当用漢字表からいちおう削ってもよいと思われる字を、31字、加えてもよいと思われる字、47字を掲げ、また、「まえがき」の修正についても、いちおうの了解に達したことを述べている。</p>	<p>報告7</p>
---	--	------------

2 教育上に用いる漢字に関するもの

<p>(1) 小学校令施行規則 第3号表〔文部省令第14号〕 (明33.8.21)</p>	<p>・尋常小学校において教授に用いる漢字をだいたい1,200字内外と定めて、その漢字を掲げたもの。</p>	<p>官報、諸案</p>
<p>(2) 小学校令改正の要旨及其施行上注意事項〔文部省令第10号〕 (明33.8.22)</p>	<p>・いわば(1)の解説であって、従来小学校では漢字教育にばかり力を注いで、徳育・知育の方面が不足であり、しかも、なお、漢字力は不足である。そこで、学習させる字数を制限し、日常生活上必要なものに限れば、大いに効果があるであろうという意味のことを述べたもの。</p>	<p>沿革</p>
<p>(3) 義務教育用漢字主査委員会委員長報告〔安藤正次〕 (昭22.9.29)</p>	<p>・当用漢字別表の制定の趣旨、および、881字の漢字選定の基準について第13回総会(22.9.29)で述べたもの。</p>	<p>シリーズ14</p>
<p>(4) 文部当局談 (昭22.9.29)</p>	<p>・このなかで、「この表の漢字は、今後国語の教科書に提出して読み書きともに習得させるものであります。しかしながら、このほかの漢字も、『当用漢字表』の範囲内で、教科書に出てくることと思いますが、それらについては読める程度に教えればよいのであります。(中略)。なお、漢字の制限については、ことばの方面からも考えることが必要なので、漢語整理の仕事も進めております。」……と述べている。</p>	<p>謄写</p>
<p>(5) 当用漢字別表の実施に関する件〔内閣訓令第1号〕 (昭23.2.16)</p>	<p>・各官庁に対し、制定の趣旨を理解し、協力を希望することを命令したもの。</p>	<p>訓告集</p>